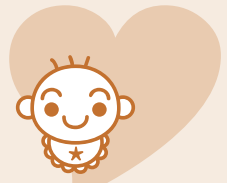


特定不妊治療費を助成します



不妊に悩む人は夫婦の間で約10%といわれ、不妊治療の進歩とともに、積極的に治療を受ける夫婦が増えています。不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精・顕微受精）は治療費が高額であり、医療保険の適用がありません。そこで三重県が実施する「特定不妊治療費助成」（市の窓口で同時に申請することができます）に加えて、市からも一部助成をします。

対象者

次のすべてを満たす方

- ・夫婦のどちらかが市の住民基本台帳か外国人登録原票に登録されている方
- ・法律上の婚姻をしている夫婦で、特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方
- ・三重県知事が指定する医療機関で特定不妊治療を受けた方

所得制限

前年（1月から5月までに申請する場合は前々年）の夫婦合算所得が300万円未満であること。所得の範囲と所得の額の計算方法については、「児童手当法施行令」を準用します。「児童手当用所得証明書」でご確認ください。三重県が実施する「特定不妊治療費助成事業」の所得制限は730万円未満です。

助成額と期間

1年度につき1回限り、上限20万円（夫婦のどちらも継続して1年以上市に住所を有していない場合は上限10万円）とし、都道府県と市町村（いなべ市含む）で同様の助成を受けた年度も含めて5年以内
三重県は、1回の治療につき上限10万円、1年度当たり2回まで、通算5年間

申請方法

受診等証明書に治療を受けた指定医療機関で証明を受け、申請書と必要な書類を添えて、治療終了後60日以内に申請してください。申請書は、健康推進課に提出してください。【郵送可】申請書類は、市ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

三重県不妊専門相談センター

県では、不妊専門相談センター（三重県立看護大学内）で、不妊に関する様々な悩み電話相談や情報提供を実施しています。

専用電話 ☎059-211-0041 相談無料・秘密厳守
相談日時 毎週火曜日12:00～14:00、15:00～18:00
相談員 看護師（不妊カウンセラー）

問 大安庁舎 健康推進課 ☎78-3517 ☎78-1114

固定資産税 / 個人市・県民税 前納報奨金率の改定

4月1日から、いなべ市税条例の一部改正で固定資産税 / 個人市・県民税の前納報奨金率を次のとおり改定します。

これに伴い、前納報償金額が引き下げとなります

(改定前) $\frac{0.5}{100}$ ▶ (改定後) $\frac{0.3}{100}$

この制度は、納税通知書に記載の税額のうち、まだ納期がきていない税金を1期分「納期限：固定資産税 4月30日、市・県民税 6月30日」と一緒に納めた場合、その納付額の $\frac{0.3}{100}$ （1つの納期に係る税額は30万円を限度とします）に、その納期までの月数をかけた額を報奨金として納税者に交付（税額から差し引き）するものです。

ただし、その額が100円未満である場合は交付しません。

注：現在、口座振替制度の利用者で、全期から期別への変更を希望の方は改めて、指定する金融機関窓口へ「口座振替依頼書（期別）」の提出が必要です。必ず払込開始年月欄に開始（変更）年月を明記してください。

問 員弁庁舎 納税課 ☎74-5803 ☎74-5859